新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度海外派遣(渡航)の取り扱いについて

大学及び短期大学部の標記の取り扱いは、文部科学省通知(令和3年6月15日付・令和4年2月4日付)の方針に基づき、下記の条件をすべてクリアする場合、原則、認める。

また、今後のコロナウイルス感染症を取り巻く状況により、取り扱いを変更することがある。

派遣(渡航)を認める条件

1. 派遣(渡航)先の国・地域が日本からの渡航を制限しておらず、渡航に必要なビザが発行される等、渡航ができること。

日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。

- 2. 派遣(渡航)先の機関が受入れを実施していること。
- 3. 派遣(渡航)先の国・地域の海外安全情報の危険レベルが「レベル1以下」であること。
- 4. 派遣(渡航)先の国・地域の海外安全情報の感染症危険レベルが「レベル1以下」または、「レベル2または3」であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響であること。(ただし、本来であれば、不要不急の渡航取りやめ、渡航中止勧告であることを留意し安全管理を徹底すること)
- 5. 学生および保証人が渡航を強く希望していること。
- 6. 渡航する学生および保証人が大学の提示する誓約事項に同意し「新型コロナウイルス感染症 の影響下における渡航についての誓約書」が期日までに提出できること。
- ※上記の条件を満たせず、予定通り派遣(渡航)できない場合は、KSU-COIL 型教育等の代替プログラムを検討し実施する。
- ※今後のコロナウイルス感染症を取り巻く状況の変更等については、国際交流センターが確認し HPで更新する。

以上

【参 考】

対象となる派遣(渡航)等(本学が規程等に定める派遣等)

- 1. 交換留学
- 2. 協定校との交流
- 3. 各学部カリキュラムの在外研修等
- 4. 各種留学支援制度(①個人留学支援制度②OVERSEAS JOB TRAINING③グローバル・リーダーシップ・プログラム)
- 5. 認定留学

文部科学省通知(抜粋)

1. 令和 3 年 6 月 15 日付

大学間協定等に基づく1年間(実際の派遣期間9ヵ月以上)の海外留学プログラム(長期プログラム)について、条件を満たせば感染症危険レベル2、3であっても令和3年8月から派遣可能

2. 令和 4 年 2 月 4 日付

大学間交流等に基づく 1 年未満(実際の派遣期間 9 ヵ月未満)の海外留学プログラム(短中期プログラム)についても、大学において学生の安全確保に万全を期すことを前提で派遣可能